

第6回 世田谷区子ども・子育て部会 議事録

日時

平成26年7月30日(水)18:00~

場所

世田谷区役所第3庁舎3階 ブライトホール

出席委員

和田部会長、森田副部会長、天野委員、猪熊委員、太田委員、加藤委員、相馬委員、
普光院委員、松田委員、正岡委員、平林委員、秋元委員、五島委員、坂本委員、
中山委員

欠席委員

池本委員、横矢委員、藤枝委員、谷合委員

事務局

岡田子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、上村子ども・若者部副参事、
小野児童課長、梅田保育課長、田中保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭
課長、片桐若者支援担当課長、岩元学務課長、大澤教育委員会事務局副参事

資料

- 1 世田谷区子ども・子育て部会委員名簿
- 2 世田谷区子ども計画(第2期)素案(たたき台)の概要
- 3 世田谷区子ども計画(第2期)素案(たたき台)
- 4 子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例(素案)について
参考資料 世田谷区保育の質ガイドライン(案)

議事

香山課長：第6回子ども・子育て部会を開催します。本日はお忙しいなか、また、夜間での開催にもかかわらずご出席いただきまして、大変ありがとうございます。議事に入るまで進行を務めさせていただきます、私、子ども育成推進課長の香山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、当部会の委員任期の延長につきましてご承諾をいただきまして誠にありがとうございます。本日、委員の皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいています。

また、これまで世田谷区立幼稚園 PTA 連絡協議会を代表して、萩谷綾子様にお務めいただきましたが、今回より当会の会長でございます、藤枝美佳様にお務めいただくこととなりました。本日はあいにく所用のため欠席でございますが、皆様どうぞよろしくお願いいたします。また、本日の出席状況でございますが、池本委員、横矢委員、谷合委員が所用のため欠席でございます。中山委員については、少々遅れるというご連絡をいただいております。それでは、開会にあたりまして、子ども・若者部長の岡田よりごあいさつをさせていただきます。

岡田部長：皆様、こんばんは。今日は暑いなか、また、夜間にもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。大勢の方にお集まりいただき、本当に感謝しています。また、前回のときにも申し上げましたが、委員の延長ということもお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。本日は、第6回部会ということで、主に子ども計画第2期の素案についてのご議論、それから、子ども・子育て支援新制度にかかる基準を定める条例に関するご議論をお願いしたいと思っています。いずれの議題につきましても、9月から議会に提示して議論を始めていただきたいと考えているものです。どうぞよろしくお願いいたします。

香山課長：続きまして、お手元に配布させていただいている資料を確認させていただきます。まず、次第がございまして、本日2件の議事を予定しています。それから、資料1は、委員名簿です。資料2は、子ども計画第2期のたたき台の概要です。それから、資料3は、本素案の冊子でございます。続いて資料4が議事2にかかわる資料でございまして、子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例になりますので、ご確認をお願いいたします。それから、資料4の別紙として1~5を添付しています。最後に、参考資料としまして、世田谷区保育の質ガイドライン(案)を配布しています。資料は以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは今後の議事につきましては、部会長よりよろしくお願いいたします。

(1) 子ども計画 (第 2 期) 素案について

部会長 : それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、子ども計画第 2 期の素案につきまして、本日議論すべき事項、ポイントを事務局から説明お願いいたします。

事務局 : それでは、子ども計画第 2 期素案についてですが、本日の議論いただきたいポイントでございます。前回、6 月 27 日の子ども・子育て部会では、子ども計画の中間まとめ案をお示しし、ご意見をうかがいました。その後、7 月 9 日に、子ども・子育て部会の親会でございます地域保健福祉審議会でご審議いただいたところでございます。それぞれの場でのご意見を参考にいたしまして、事務局で素案のたたき台をとりまとめましたので、これまでの中間まとめからの変更部分を中心にご説明いたします。資料 2 として、概要版をお示ししていますが、資料 3 の冊子のほうでご説明させていただきます。

まず、1 枚おめくりいただきまして、「子ども計画の基本理念」を表紙の裏面に記載しています。基本理念は、計画の策定年によって変わらないものでございますので、10 年前に策定いたしました子ども計画の理念と同じ文言となっております。子ども計画は、子ども条例の推進計画という位置付けでして、ここにある文言は条例の前文などから作成しています。次に 1 ページ「第 1 章 計画の策定にあたって」をご覧ください。1~4 ページは、追加した項目になっています。まず、子ども・子育て家庭を取り巻く近年の社会状況や動向について、国と区を分けて記載しています。次に、計画策定の趣旨について記載しています。

続いて、5 ページをお開きください。5 ページは、計画の位置付けです。子ども・若者育成支援推進法との関連付けを追加しています。6 ページの計画期間については、修正はございません。

続いて、7~13 ページの子ども計画後期計画の評価につきましては、13 ページを追加していますのでご覧ください。13 ページには、子ども・青少年問題協議会からご提案のあった、計画策定に向けた留意事項について記載しています。

続いて、14 ページからが「第 2 章 計画の基本的考え方」になります。14 ページでは、子ども計画第 2 期で目指すべき姿について、中間まとめと同様、「子どもがいきいきわくわく育つまち」を挙げています。その実現に向けての各主体の役割を示す図を、下に加えています。当初、保護者、地域、行政の役割を示した図を作成したところですが、研究会からご意見をいただいたなかで、子どもを主体とした記載がなかったことから、子どもも地域をつくる担い手の一員として修正を図ったところがございます。子どもを中心に、5 者が連携、協力しているというイメージを表しています。こちらについては後ほどご意見をいただきたいと思っています。

続いて、15ページをご覧ください。15ページは、計画策定にあたっての視点でして、これまで様々なご意見をいただいた項目でございます。中間まとめでは、行政の責任と役割の転換、利用者の立場からの支援、サービス主体の多元化の3つの視点を三角形の図としてお示ししていたものでございます。こちらに対しては、行政が主体としての役割をなくすように見えるとか、当事者の参加・参画を1項目として挙げるべきではないか、質の向上を全ての中心にとらえるべきではないか、といったご意見をいただきました。これらのご意見を踏まえ、庁内での議論を経て、改めて3つの視点をお示ししているところです。こちらにつきましても、後ほど皆様からご意見をいただきたいと思っています。

続いて、16～17ページ、こちらには見開きで体系についてお示ししています。体系の一部を変更しましたので、ご説明いたします。中間まとめでは、大項目の1番目を、「在宅子育て支援」としていました。在宅子育て中の家庭の支援を中心としつつも、保育・幼児教育を利用している保護者や就学後の子どもたちの保護者に対する支援も必要であるという考え方から、「在宅子育て支援」を「子育て家庭への支援」と修正しています。また、これまで大項目の「子どもが育つ環境整備」のなかに位置付けられていました、中項目「子どもと親の健康づくり」については、先ほど説明いたしました、大項目「子育て家庭への支援」のなかに位置付けし直しています。

また、中間まとめでは、全ての項目に共通する課題として、サービスの質の向上、人材育成、情報が必要な人に届く仕組みづくり、妊娠期からの切れ目のない支援などを掲げ、体系と切り離していました。これらにつきましては、重点政策と重複することから、重点政策として盛り込んでいます。こちらについても、後ほどご意見等いただきたいと思えます。次に、18～34ページには、「第3章 計画の内容」として、中項目ごとの現状と課題、目標、取組みの例示を記載しています。こちらについては、個別の説明は省略させていただき、ご意見を伺いたい点を説明いたします。

21ページをご覧ください。21から23ページの「保育・幼児教育の充実」の項目、特に「就学前の養護・教育の質の向上」では、保育・幼児教育、養護・就学前教育と類似した用語をいくつか使用しております。用語の使い分けについては、施設やサービスを示す際には「保育・幼児教育」という言葉を、施設等で提供されている内容を示す際には「養護・就学前教育」を使用しています。大項目については、どちらも含まれますので、より一般的と思われる「保育・幼児教育」を使用しています。これらの用語の使い分けにつきまして、当事者である事業者・保護者の委員のお考えや、区民の皆様に分かりやすいかどうかといった観点から、区民委員のご意見を伺えればと思っています。

次に、第4章の重点政策、35～36ページをお開きください。先ほどの体

系図でも触れました重点政策ですが、1 つ目は「妊娠期からの切れ目のない支援」を掲げています。海外では、保健師にあたる方が個別の家族を継続的にケアしていくような仕組みを持つ国などもあります。区では、すでにある資源を活用しながら、どのように切れ目のないよう支援を実現していくかということについて、検討を進めているところでございます。現在、保健福祉領域全体で検討を進めている、地域包括ケアシステムや、国が新制度に位置付けている利用者支援事業もこの政策を構成する事業となってくると考えております。

次に、2 つ目の「子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上」では、特に保護性の強いと思われる小学校低学年ぐらまでの子どもと保護者に対する施策について、基盤の整備と質の向上の両輪が重要であると考え、重点政策に位置付けています。子ども・子育て支援新制度の対象となる事業などはこちらに密接に関係してまいります。

次に、3 つ目の「子どもの生きる力の育み」では、子どもが保護者のもとから徐々に自立していき、生きる力を獲得していく環境を整えることの必要性を重視し、小学校の高学年から中高生世代の子どもたちの成長が、次代を担う若者に結びつくような政策として記載しています。この3つを重点政策として掲げております。

次に、第5章です。37～47ページには、これまで本部会でご議論いただいてきました「子ども・子育て支援事業計画(案)」を記載しています。国が示す様式などをもとに、需要量見込みや確保の内容などをお示しし、ご議論いただいてきましたが、昨年度の本部会におきまして、子ども計画では区民に分かりやすい表現にすべきというご意見をいただきましたので、素案では、1つ1つの事業を丁寧に説明しています。また、41ページになりますが、今回、新たに利用者支援事業について記載しています。説明文にありますように、当面3中学校区に1ヶ所を目安として設定し、来年度から10ヶ所での実施を目指すとしています。その他の数値につきましては、前回の部会でお示したのから変更はございません。次に、48～50ページにかけて、「第6章 今後の若者施策の取組み」について記載しています。こちらは、子ども・青少年協議会での検討状況を踏まえ、今後さらに厚みを加えていきたいと思っています。

最後に、「第7章 実現の方策」として、計画で定めた内容の推進状況等にかかる評価・検証について記載しています。具体的な指標の設定と評価・検証を行う組織の説明を記載しており、条例施行後に新たに設置いたします子ども・子育て会議につきましても記載しているところでございます。

以上で、子ども計画(素案)たたき台の説明を終わります。これまで、委員の皆様から多くのご意見をいただきました14～15ページの目指すべき姿や策定にあたっての視点、新たに設定いたしました35ページの重点政策、こちらの点について、特にご意見をいただければと思います。

部会長 : ありがとうございます。それでは、質疑、意見などを出していただければと思います。まず、事務局より議論してほしいとお話があった、14～15ページからいきましょうか。子ども計画第2期で目指すべき姿。これは、かなり変わった感じがしますけども、皆様方のご意見をもとに、子どもを中心にしているということで、いろいろな人たちが協力しあって実現をしていくという図になっていますが、ここはいかがでしょうか。

副部会長 : これは、ぜひ部会長にお聞きしたいのですが、地域という概念でいいのか、あるいは市民なのか、この辺りはどうでしょうか。地域を作り出していくのは市民ですよね。ほかは、事業者や行政や保護者など「人」があるわけですが、地域という抽象的な概念で、自分は地域だというように思えるのかと疑問に思います。

部会長 : 説明文を見ると、子どもとともに地域をつくり出すということになっていますね。

副部会長 : やはり市民ですかね。例えば、地域市民と言うのでしょうか。それから、研究会で指摘のあった、子どもたち自身が育つということ、子どもたち自身もここで参加して、子どもたちが自分たちの世田谷区というところで地域を作り出していく、あるいはその活動を作り出していく主体になっていく、という視点も含めて、ここでは子どもを真ん中にしたということなので、ずいぶんすっきりはしてきたと思います。

部会長 : 「子どもも社会の一員として地域をつくっていきます」というのは、非常にいいのではないかと思いますね。どうでしょうか。今のようご指摘で、この地域となっている部分を、地域という概念はとても広いので、地域のなかの特に市民というか、そういう人たちをここに位置付けるというようにしたらどうか、ということですね。他にありますか。

事務局 : 計画策定にあたっての視点についてもご意見いただければと思います。

部会長 : その隣の15ページのほうはいかがですか。

委員 : 今の14ページの図とあわせてですが、子育てとか、子どもに直接何らかのかたちで関わっている人たちのところにすごく目がいっています。逆に、直接子どもに関わっていないというか、関わりをあまり持たない地域にいる人たちに対する啓蒙と言いますか、世田谷というまちで、子どもをどのように位置付けて、直接子育てに関わっていない人たちも、どのように関わっていけるかという視点を少し強調するといいいのかと思います。具体的にどうというのは難しいのですが。

部会長 : そうですね。例えばどういう記載が考えられますか。

委員 : 14ページの地域とか市民という今の議論のところですが、例えば、子ども、保護者、事業者を、全部取り囲むかたちで地域があり、地域にいるすべての人が子育てに関わっているというような図式ができたらいいいかなと思います。

部会長 : 今おっしゃっているのは、この地域というのを大きな丸にしてしまって、全部を包んでいる感じにするという意味ですか。

- 委員 : そのようなイメージです。
- 部会長 : そして、地域で見守るとかそういうことだけでなく、地域に住んでいる人たちみんなが、子どものことにもっと関心を持ったり関わったりするという環境を作ることが重要だ、という感じですね。どうでしょうか。
- 副部会長 : たぶん、今委員が言われたことは、今までだったら、例えば子どもとか家庭とかが真ん中であって、そこを事業者や行政が支えて、その全体を地域がカバーしていく、そういう重層的なかたちに位置付けるといことですよ。今の案だと、並列的に並んでいるので、そうでなくて重層的に作ってみたらどうかということだと思います。例えば地域市民のようななかたちで位置付けたときに、私もそうですけど区民であり、かつ、区のような子どもたちや子育ての施策に直接的に関わっていく者という位置づけと、地域全体が、子どもが育つ環境をいろいろななかたちで支えている、という構造になります。そうすると、関わりの薄い人たちが子どもや子育てを他人事と捉える社会というものから、子どもたち自身と一緒にまちをつくり上げていくという、位置付けが明確になっていくということだと思います。
- 部会長 : 今の点について、何かご意見がある方いらっしゃればどうぞ。
- 委員 : シチズンシップとか市民性教育とか、そういった意味での市民という概念を、この世田谷の中で根付かせていきたいという思いがございます。世田谷の中でも高齢者のみの家庭、単身世帯、そういう方が増えていて、日本全体でも増えています。そのときに、子どもと一緒に暮らしているとか、本当に身近に子どもが直接的にいる方と、そうではない方との協力関係みたいなものを築ければと考えます。同じ土俵のなかでいろいろな立場があるというところ言えば、1つの地域という、もう1つ外側の大きな円でという委員のご提案がありましたけど、私も本当に大事なところだと考えます。そのときに、これから5年後、10年後も見据えて、世田谷の将来像、未来像も捉えながら、多様性をしっかりと認め合いながら、地域全体が熟成・成長していくような、そういったことを書き込めないかと思いました。
- 委員 : 「地域」というのは副部会長がおっしゃった「市民」のほうがいいなと思います。子どもも社会の一員として地域をつくると言ったときに、その地域が隣にあるのは違和感があるなと思っていましたからです。これが、全体を取り囲むものが「地域」となれば、地域が子どもともつながるし、それぞれの立場の人たちも一緒に地域をつくれます。上に、「いきいきわくわく育つまち」と書いてあるので、この丸がフワッと大きくなって地域となって囲んでいければいいのかなと思っていました。要は、「地域」はこのまちのことだと思えるように、うまく作図していただけるといいかと思いました。私も市民で、子育て支援者で、保護者なので、ここが今はバラバラにありますけど、限りなく重なっていくといいなというイメージがすごくあります。地域のほうでは、ここが折り重なっているという

のが世田谷の良さかなと思っていて、こんなに離れていないという実感があります。保護者のところに、子どもとともに書いてありますが、本当にそのとおりだと思います。私もそうだったように、市民だったり事業者、支援者になって循環していくところでは、この保護者が自分の子どもとだけ育つのではなく、もう少し地域のなかで多様な子どもたちにも地域の親として関わるようなイメージの文言がもう一声あるといいなと思います。

委員 : その地域という部分ですが、やはり担い手としての市民、市民社会、市民という言い方もございますし、地域で暮らしている地域住民といった言い方もあると思います。もう少し自分事として考えていただくということを考えた場合に、やはりこの地域住民、市民自らが子どもに寄り添ったり関わったりしながら、子どもの幸福とか次世代の育成を目指し、ともに子どもを支えていけるような世田谷を作り出していくといったかたちで、自分事として、自分も当事者なのだという感じられるような、そういう書き方の工夫があるといいかと思いました。

委員 : とてもいいなと思って見ています。子どもが本来持っている力が発揮できる、というこの文言は、すごくいいと思います。子どもが中心になっているこの図はとてもいいのですが、例えば、このなかでおじいちゃん、おばあちゃん、お兄ちゃん、親戚とか、家族と言いますか血縁関係のものというのは、どこで表されているのでしょうか。保護者という言葉になると、非常に限定されてくるような気がします。やはり、子どもを取り巻く環境としての、そういう血縁関係はどこかに表さないといけないと少し思います。

それから、地域、市民という言葉は足すというお話です。地域の資源という言葉が次に出てきますが、地域という言葉はなんとなく物的な感じがしますが、市民というと非常に人的な感じが出てきて、そちらのほうがいいと思います。この図のなかで1つ思うのは、子どもを中心として、保護者も当事者になると思います。それから、事業者、子育て支援者というのも仕事なので、これも当事者です。行政も仕事ですから当事者です。一方で、地域、市民というのは仕事ではありません。だから、自分たちは関係ないといったらそれまでのことになってしまいます。

例えば、これだけ待機児がいっぱいいて、たくさん入りたい人が待っています。土地を国から借り、ここになんとか保育園を建てたいと言ったときに、「私たちは老後を静かなところで送るためにやっとこのマンションを手に入れたのに」あるいは、「昔から住んでいるのに反対だ」、「子どもの声がうるさいから反対だ」と言われてしまうとどうなのでしょう。やはり、子どもの声が聞こえ、お年寄りがいて、それが命の育みであり、1つのサイクルであると思います。それを受け入れていってそれを育てていくまちというものが、あたたかい優しい世田谷なのではないかと考えたときに、この地域、市民というのが同じカテゴリーで並んではいる

のですが、どこか違和感をおぼえます。

そうしたときに、この図はこれでいいとしても、やはりその地域です。次のページで、「地域で包括的に支える仕組みの構築」と書いてあるなかにも、「どのように地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか」とありますが、この書き方だと、地域に主体があるのかなと思うところです。地域を活用する人は誰なのだろうという、なんとなく他のものとの違和感のようなものを感じているわけです。副部長も、地域と市民の中に入って、草の根の中でネットワークを立ち上げて、本当にいろいろな活動をしているわけです。体系の中にも環境整備とかいろいろ出てきますが、地域といったときの主体というのものが、この4つの円のなかでは課題が一番大きいのかなと感じます。

委員 : この図は、とても世田谷らしいと思って共感して見えています。ただ、私の意見はもしかしたら偏っているかもしれないですが、一意見として聞いていただきたいです。個人的には、母子のつながりや母性の養護という点が、もう少し言葉として組み込まれてくるといいなと思いました。保護者という言葉は出ているのですが、昨今では育児をする父親、イクメンとか、女性が社会進出するには男性の協力が必要不可欠という点で、育児においても男女平等が叫ばれています。けれども、子どもを産み、最初にお乳をあげて育てるのは母親であり、それはこれからどんなに社会が変化しても変えられない部分だと思っています。人間同士のつながりの最も基礎的な部分は、やはり母と子にあると思っています。人が健全な社会性を保つための基礎とも言える母子のつながりを養護する視点、母性の養護の視点が加わるといいなと思いました。

委員 : 2つあります。1つ目は、今日改めて見て、14ページの、この「いきいきわくわく育つまち」を作って、その先にどうするのかということをも明記しなくていいのかと思います。上位計画である基本計画などでは、次世代に持続可能な環境と社会基盤をバトンタッチしていく、というような文言があります。子ども計画のこの10年で、この「いきいきわくわく育つまち」を作ることによって、次世代に持続可能な環境と社会基盤を整備していくことにつながるんだ、というようなことを明記しなくていいのかと思っています。2つ目は、行政という言葉は、事実上は区ですか。それとも、都とか国とか、政府間関係も含めた上での概念なのでしょう。馴染みのある概念だけに、区だけを言っているのか、役人というのも背景に含んでいるのかということが、気づいた点です。

部会長 : 今出されたもののなかで、1つは、「子どもがいきいきわくわく育つまち」という目指すべき姿が実現されるなかで、さらにその結果何をを目指すか、ということも必要なのではないかという意見がありました。それから、地域というのが最初に議論になりました。ここを地域市民とか、そういう物理的な環境というよりも、むしろそこに住んでらっしゃる、市民性を持った区民の方々の力とか、そういう方の参画を重視する

べきといったご意見があったと思います。ただ、それが市民という言い方が馴染むかどうかですね。区民の人から見ると、「市民って誰」と受け止められる可能性もあります。内容的な説明としてそういうことを言うとしても、表現としてどうするかというところが1つあります。それから、「育つまち」が、結局は世田谷のこの地域ということの意味しているのだから、「育つまち」からずっと囲んだ図にしてみたらどうかというご意見も出ました。

それから、行政というのは、「行政」という用語でいいのかと。「世田谷区」と言わないとすれば、他のものもいろいろと入っているという意味なのかというご指摘もありましたので、この辺りも整理が必要かと思います。ただ、構造そのものというか、表現の仕方は子どもを真ん中にして、前から比べるとかなり良くできているのではないかというお話がありました。それから、保護者というところにもう少し膨らみを持たせたらどうかとか、あるいは母性の養護みたいなことを入れたらどうかということも出てきました。

もう少し工夫をしていただければと思います。それから、結論が簡単に出せないような問題も出ています。ほかにありますか。

委員 : 少し最初に戻ります。子どもを中心にして、保護者、事業者、行政とかが同じような重なりとして描かれているのですが、例えば、家族の問題とかというのを考えると、子どもに対する保護者の関わりと、事業者の関わりというのは基本的に違うと思います。副会長が言われたように、重層的に描いてしまうというか、同心円上にして、母子がいいか、親子がいいか分かりませんが、子どもを真ん中において、それを囲むかたちで家族があって、その外に子どもと家族を支える事業者が入って、というような図式ができたなら、そのほうがすっきりする気がします。そうすると、一番外側に地域というのがくるのかなというように思います。

部会長 : それだとよく見る図になってしまいますね。おそらくこの案は、こういう要素で、みんなで新しいまちをつくりましょうという意味で、あえてこうしたのだらうと思います。確かに今おっしゃるような、真ん中にあるということも間違えでないような気がします。どのように考えてこの図が作られたか、もう少し説明していただければと思います。

課長 : 今委員がおっしゃったイメージは、後期計画の図にあるようなものかと思います。一番下に社会があって、地域があって、家庭があって、その上に子どもがいるという図です。今回の資料の図を作るときに、事務局の中でもどういうふうに描いたらいいのか様々な意見がありました。どうしても平面的にしか表せないため、重層的な見せ方のほうがいいのかという意見もありました。主役はやはり当事者であり、子どもだったり家族だったりということなのですが、ここをうまく表現ができなくて今こういう図を示しています。パッと見てイメージが伝わるような表現やヒントをいただけるとありがたいと思います。そういう意味では、最

初にいただいたご意見で、「育つまち」で周りを囲むのが地域だというのは、分かりやすいなと感じています。

部会長 : 重層的にすると、基本的には先ほどの図のようになってしまうので、どうするかですね。それが、ここで表現しようということをうまく表している図なのかというの、いまひとつ分からないですね。

事務局 : この14ページの図は、上から見ていると考えると重層的とも見えるのです。下で4者が子どもを支えているというようなイメージとなります。重層的にすると子どもも主体の一員ということを示すににくいということもございます。

部会長 : 「子どもがいきいきわくわく育つまち」を作っていくためには、従来、子どもとお父さんお母さん、家族が中心になって支えてきたのですが、家族だけでは支えられないというか、育つことが非常に難しい状態になってきています。従来に比べると、事業者の子育て支援というのも重要、地域の人たちのサポートも必要、そういうものが全体的にうまくいくように、行政として積極的に支えていかないといけない、おそらくそういうことが示せばよいのだと思います。確かに、少し平面的な感じがしてしまうということで、そこを少し工夫していただいて、意見として出てきていたことを少し検討していただくと、もう少しこの図が変わってくる可能性があるのではないかと思います。これでいこうというような案があれば別ですが、大体今のようなことを検討していただいて、さらにいい図を作っていただくということによろしいでしょうか。

事務局 : 検討したいと思います。

副部会長 : 15ページの視点について、3つの視点になっています。これから事業者、実施主体がますます多元化していきます。それから、市民自体も子どもを守る、もちろんときには事業者になっていきます。先ほど委員の発言でもありましたが、市民の中から、あるいは保護者の中から事業をやる人たちも出てくるし、そしてまた事業が終わって市民になっていく、そのようにいろいろと立場が変わっていくわけです。これからの10年というのは、非常に供給主体自体も変わっていく時代に入っていくだろうと思います。この辺りのところが、現在の枠組みのなかで行政が果たす責任と、地域で包括的に支えるというなかに入ってきてはいますが、どうも事業者の役割が、このなかでピシッと入っていないのはどうかなという気がします。今回の子ども・子育て支援事業計画というのは、この計画のなかで大きな役割を果たすものです。こういった事業者の役割というものに対して、私たちはどういうコンセプトでこの計画を策定していたのかということが、視点のなかにもう1本柱としてあっていいような気がします。

それからもう1つ、今回の計画のなかで非常に大きいのが、若者計画を取り込んでいるということだと思います。ここが、この計画策定にあたっての視点のところに入り込んでいないです。これまでの計画との大

きな違いというのは、この2点だと思っています。1点が、子ども・子育て事業計画を盛り込んでいる点で、もう1点が、若者計画を盛り込んでいる点です。この2つが大きな特徴なので、そこを支える視点というのが明確に書かれているほうが良いと思いました。

部会長：重要なお指摘だと思うのですが、2つ加えるという感じでしょうか。

副部会長：少なくとも子ども・子育て支援事業計画の部分については、とにかく事業者、事業主というものの位置付けということをしっかり書くべきではないかと思います。若者の部分は、全体に若者という言葉を入れていけば書き込めると思います。事業者の方もたくさんいらして、今のままだと他人事みたいな感じがしませんかね。

委員：この文章・文言に、そういう具体的なものが入ってくると、文言も文章も考え方もどんどん広がっていくような気がします。今の書き込みではよく分かりません。

委員：今副部会長がおっしゃった点は、もし3つという数にこだわりがなければ入れたほうが良いと思います。また1つ加えるような発言なのですが、当事者の参加・参画というところに入るのか、市民連帯というか、市民の支え合いみたいなものがもう少し強調できるといいなと思います。追加というよりは、当事者の参加・参画のところに加えるべきなのかもしれません。「支えていくか」という文言になっているのですが、支え合って連帯していくという視点も少し書き加えられれば良いと思いました。

部会長：今のお話は、当事者の参加・参画の推進のところをもう少し広げることですね。市民の支え合いというような視点を入れたらどうかということです。

副部会長：もう1つ、以前に議論として出ていましたが、家族の有り様がすごく多様化していくということです。市民も多様化していくのですが、家族の有り様も非常に多様化していくなかで、例えば外国人、外国籍の子どもたちや、ひとり親、ステップファミリーなど多様な方たちがここに住み合っていくわけで、この多様化がこの10年間で大きく進むだろうという話をしていたと思います。そのことが、ほとんどこのなかに書かれていないということがあるので、一言でも二言でもいいので、ぜひ書き込むべきだろうという気がします。

部会長：書き込むとすればどこでしょう。

副部会長：書き込むとすれば、冒頭のところに書いたうえで、事業者の役割もそのなかにきちんと書いていくというかたちです。そして、当事者というときに、そのなかに、子どもも含めて多様な人たちが暮らし合うなかで、当事者たちに参加を求めながら一緒に事業を行ったり、あるいはその暮らしというものを作り上げていったりというような視点を書いていったらどうでしょうか。

委員：本当に素人的に読んでみての話です。例えば、ここで当事者の参加というところで、当事者というのは子ども自身と保護者を指しているんだと

思います。そうすると、14ページの図の中で言うと、子どもが中心になって、子どもとその上にある保護者の2つが当事者として扱われることになるのかと、少し疑問に思います。それから、視点の語尾はこの文言のままいくのでしょうか。「支えていくか。」「位置づけるか。」となっていますが、最終的な文章の語尾としては、もう少し考えたほうがいいのではないかという思いがあります。

それから、やはり読んでいてこだわるのは、地域で包括的に支える仕組みのところ、主体性をもって動く人間というのが感じられない気がします。地域を生かしながらやっていくのか、地域そのものが主体性をもって取り組んでいくものなのでしょうか。主体性というところに焦点を合わせたときに、当事者である保護者、子どもにも主体性があります。事業者にも主体性があります。行政にも主体性があります。しかし、地域のところには主体性が感じられないのです。地域そのものの主体性を視点の1つに置きたいということ、明確に出したほうがいいのではないかと思います。もう1つ、事業者の問題です。目指すべき姿の図には子どもを中心に4つの円があるにもかかわらず、視点は3つになっています。この図を生かしていくのであれば、4つの視点というのがバランスとしてもいいのではないかと思います。

また、重層的に見せるかといった議論で、地域市民になったり、事業者になったりと、立場の行き来があるという話でしたが、それはあって当たり前でいいのではないのかなと思います。市民であっても行政マンであることもあるだろうし、それはいろいろあるけれども、その立場をここは表しているのであって、そのなかを動くことは問題ではないと思います。

委員 : あまり本質的な話ではないのですが、私はこの文章を読んだときに、これは計画策定にあたっての視点なので、ある意味行政の方の決意表明なのかなと読みました。ですから、これにどんどん足していくことは可能なのですが、今の文章は、行政がどういうふうを考えて計画を策定していくかという文章になっていると思います。その書き方を変えることも可能なのですが、どういう視点から誰を主語にして書くかということは、1つきちんとしておかないと、いろいろなことを書き込んでいくうちによく分からないものになってしまいます。これが行政の決意表明であれば、それはそれでそういう視点でまとめるべきだと思います。そのあたりは、国語的にポイントをおさえたほうがいいかなと思いました。

部会長 : 今の点、事務局ではどうお考えでしょうか。

事務局 : 今、委員がおっしゃったように、計画の策定にあたっての視点ですから、行政が計画をつくるうえで留意したことであり、行政の決意という意味合いがあります。14ページの目指すべき姿というのは、行政だけではなく、どういう環境、周りのものが取り巻いて子どもがいきいきわくわく育つまちをつくるか、ということを示しているものです。15ページにつ

いては、計画策定にあたって行政が考えていること、留意していることを視点として記載したところです。それぞれの立場の役割を記載したほうが、視点としてふさわしい、意味が分かりやすい、ということであれば、いくつも入れなければいけません、いかがでしょうか。

部会長 : 今の話は、世田谷区子ども計画というのは行政計画だということなので、行政としての施策なり目標なり数値なりを明らかにする、その前提となる考え方とかそういうものを整理したものだ、ということだと思います。ただ、行政が勝手に作るのではなくて、皆様方と相談しながら作っている、そういうことですよ。さっきから出ているように、例えば、言葉の最後のところが「いくか」というようになっていっているような表現というものが適切なのか、ここは後で考えていただくということにしたいと思います。

ここの視点のところ、大事な議論がいろいろとあったと思います。この左の図との関係からいくと、例えば、行政の果たすべき責任というところで行政の役割をはっきりさせるということであれば、事業者の役割というのも1つ作ったらどうかという意見がありました。行政と事業者の役割を一緒にして書くという書き方もありますが、今後、ますます事業者が重要となるというのは、その通りではないかと思います。場合によっては、各事業者の方々が、自らやっぴらっしゃる仕事をきちんとやっぴいただくというだけではなくて、社会貢献の仕事をしっかりとやっぴいただくということは、これから非常に重要だと思います。そういう意味でも、きちんと事業者としての役割を、大事な担い手の1つとして位置付けておくというようにしたらどうかというお話が1つです。

それから、当事者の参画の推進というのは、当事者は子どもと保護者なのだとこのところがベースであるが、市民の支え合いとか連帯というものと合わせて考えていくほうがいいのではないかというご意見には、私も賛成です。そういう意味で、そういった内容を含んだものにしていったらどうかということです。それから、もう1つは、地域で包括的に支える仕組みという場合に、地域の書き方が資源を生かすとなっていますが、地域社会そのものが主体となって支えていくという視点も必要ではないかというお話がありました。確かに、地域の資源とか環境という側面もありますが、もう一方で地域そのものが持っている力、市民の力というものを少し書き込んだほうがいいのではないかと、先の役割と重なるところはあるかもしれませんが、そういうお話がありました。

また、若者支援を、最初の文章のなかに少し入れたほうがいいのではないかというお話がありました。

委員 : 当たり前で今さらなのですが、後半に1号、2号、3号みたいな話が出てくるので、できればここは、「すべての子ども」というように、「すべて」というところをぜひ入れていただけたらと思います。

部会長 : それでは、35、36ページに重点政策が3つ出ています。妊娠期からの切

れ目のない支援、子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上、子どもの生きる力の育みという重点政策が出ています。これについてご意見を聞きたいということでしたが、いかがでしょうか。

副部会長：重点政策の議論は、世田谷の今の状況のなかで、区民、子育て家庭の最大の関心事である待機児問題について、どうするのかということです。子育て家庭を支える基盤の整備という概念でこれを示しているのですが、この書きぶりでもいいのか、待機児問題という言葉を入れる必要はないかということです。それから、もう1つ私が気になるのは、この若者施策というのは、初めて入る施策です。これも、重点政策のところに1本入れるべきではないかと思っています。

委員：この重点政策の3つというのは、本当に私は素晴らしいなと思います。ここに入れるべきかどうかは分かりませんが、もう1歩進めて、子どもはまた親になっていく、要するにサイクルしていくということです。この考え方を入れられないだろうかと思っています。子どもが生まれ、育て、そして妊娠期に入って、親になっていくという、妊娠期から子どもの生きる力が育まれて終わってしまうのではなくて、サイクルしていくんだという、そういう命の循環している姿みたいなもののイメージがあってもいいのかなと思います。

部会長：どういう表現にすればいいですかね。

副部会長：別の自治体では、循環型の子育てを打ち出しているところもあります。それは、委員がおっしゃったように、子どもを育てるということは次の世代を育てるということなので、そういう意味の重要性を打ち出すということだと思います。私が今研究テーマにしている10代で出産した親というのは、まさに子ども期に親になるわけなので、子ども期を支える支援と親になっていく支援とを、両方を一緒に実現していかないといいません。そういう視点をもった対応をしていかないと、この子たちを単に親としてだけ見てしまうと、結局子ども期を欠落させてしまいますので、様々な問題が発生してくるということです。そういう意味で、親になっていくということをきちんと支えているのも、子育て支援の場の大きな役割であるということだと思います。

若者期の入れ方も、そうしたかたちでいいと思うので、次の社会を担っていく若者たちに対する希望と期待のようなものを入れ込みながら、次につないでいくといった概念をそこに入れたらどうでしょうか。若者施策自体も、保護的施策と同時に、やはり若者文化というものを世田谷区で作り上げていくための支援という、2本立てで枠組みができてはいるはずです。そうすると、次の世代の親になっていく人たちですから、まさにそこを支援していくというものにしたらいいのではないのでしょうか。

委員：循環というか、サイクルの考え方をここに入れることで、中身が変わっていくのではないかなと思います。例えば、うちの保育園が、今子育て支援で力を入れていることに、小中学生の育児体験というのがあります。

みんな誰もが子どもだった、子ども期があります。しかし、それが社会のなかに子どもがいない、きょうだいが少ないというなかで、子ども期が終わってしまうと、子ども期を忘れてしまいます。そして、若者になって恋をして、親になるのですが、社会に子どもがいない、子どもと接する体験がないので、大人になったところで子どもとの間がスパッと切れてしまっています。だから、そこをつなぐ必要があります。まだ子どもの感覚を持っている子どもたちに、保育園で小さい子のお世話をさせます。そういう体験をずっとつなぎながら、中学生になり、高校生になり、やがて大人になっていくという体験を、大切に思っています。そういう考え方がこの中にも表せたらいいのではないかと思います。

委員 : 例えば、16・17ページの中項目の下から4番目の取組みの例示の最後に、「次代の担い手の育成」というのがあります。1つは、おそらくこれから子育てをするだろう若者、そういう人たちの体験とか教育が必要ということ。もう1つ、たぶん子育て政策がいろいろ進んだときに少し心配しているのは、子どもを育てる人と育てない人が二極化していく可能性がすごく高いということです。子どもを預けてフルタイムで働く、子どもを持たないでフルタイムで働くという人たちがどんどん増えていくなかで、結局子どもを持たないという選択をする人たちもたぶん増えるのかと思います。要するに、子どもと触れる経験を持つことが、子どもや子育てに対する理解を深めていくというようなことになっていくと思います。先ほどの地域社会全体でという議論や今の若者施策を入れるという議論にも関係するのですが、例えば大項目の「子どもが育つ環境整備」の一番下に「子どもの人権擁護・意識の醸成」というのがあります。ここに入れるのがいいのかもしれませんが、子どもとか子育て支援に対する意識の醸成、啓蒙的なものを入れていくとよいと思います。

部会長 : 今のご意見をそれぞれ伺っていると、もう1つ柱を入れて、次世代の担い手を育成していくという視点で、若者支援の内容を少し取り込んだかたちで、そのことで循環性が出てくるということがすごく大事ではないかというお話でした。確かに、ここが切れていくと世田谷区といえども、将来どうなっていくのか分からないということになります。どんどん子どもが減少していく可能性もあるわけで、そういう意味では非常に大事な視点で、今そういうことを施策の重点として打ち出すべきなのではないかということです。内容的にはいろいろな項目に入っているわけですが、重点としてそれを打ち出したらどうかというご意見だと思います。次に21ページです。ここは、用語の使い方というお話がありました。

委員 : 先ほど、内容的に使い分けているというご説明がありましたが、21ページの一番上には、保育・幼児教育の充実とあります。それから、22ページの一番頭には、就学前の養護・教育の質の向上とあります。23ページの上には、保育と教育の一体的な提供とあります。やはりこれだと区民には非常に分かりにくいし、いろいろな誤解もあるのではないかなと心

配しています。

実は、幼保一体化ということを推し進めるために、保育と教育という言葉が、現在、非常に意図的に狭い意味で使われているというところがあります。子ども・子育て支援法においては、教育は3歳以上児に学校が行うものと書かれています。保育については、児童福祉法6条の3第7項に規定するものというように書いてあり、読んでみると、保育というのは、養護と教育であると書いてあるのですが、ただし3歳以上児に学校が行うものは除くと書いてあって、図を書いて色分けしないとわけが分からないという状態です。

幼保連携型認定こども園の保育要領というものがあるのですが、こちらには、「教育及び保育」という熟語がでてきています。「教育及び保育」は、5領域を狙いとして行うと書いてあり、「教育及び保育」は、養護に配慮して行うと書いてあります。それを読んで、では教育と保育とはなんだろうと突き詰めて考えると、どうも教育というのは、1号のお子さんに行う保育のことを言っているらしいのです。そして、保育というのは、2号、3号のお子さんに行う保育のことを言っているらしいのです。書きぶりを見ると、そうとらないと理屈が通らないのですが、非常に論理的におかしなことになっているのです。学校教育法の22条は、幼稚園は保育するというように書いてあります。昔から、幼稚園も保育するという言葉は流通していたのですが、この子ども・子育て支援法が、非常に制度的な意図を持って言葉を定義してしまったので、非常に困った状況になっていると思っています。ですから、この言葉をどうするのかというのは、簡単ではなくて、非常に難しいと思います。

ただ、ここに書かれている幼児教育という言葉については、確かに国で総合こども園がまだ検討されていたときに幼児教育という言葉が使われています。その後、幼児教育というのはおかしいのではないかという議論があって、次に出てきた用語が学校教育という言葉です。法制上の学校が行うものを、学校教育と呼ぶようになりました。学校教育というと、保護者は普通に小学校以上の教育を思い浮かべますから、非常に弊害があるということを、意見で言ったことがあります。

私は、理想的には、全部を保育と言ってしまったほうがすっきりすると思っています。保育は、制度上は保育の必要性を認められるお子さんと認められないお子さんに分けられているわけです。そういった区分で制度上は使い分ける場合があるけれど、全体的には保育だと考えたほうが、そして、保育所保育指針が示しているように、保育というのは養護と教育を一体的に展開するものだと考えるのが一番説明しやすいのではないかと思います。ここで具体的な案が出せないのですが、できれば、言葉の種類をもう少し減らして、仮に保育と教育という国の言い方に倣った言い方をするにしても、それは本来の教育や保育の意味とはちょっと違ってしまいますので、そこを補足で説明をするという必要性もあるので

はないかと思っています。

私が考えました説明は、ありのまま、保育所保育は、保育所において 0 歳児から就学前までの子どもを対象に養護と教育を一体的に行うもの、幼稚園教育は、3 歳以上から就学前の子どもを対象に幼稚園が行う教育、幼保連携型認定こども園は、これらの保育所保育と幼稚園教育をともに実施するもの、というように定義してしまったら一番簡単だと思っています。そういう補足説明をしつつ、もう少し言葉の種類を減らして、ここをまとめたほうがいいのではないかと思っています。

委員 : 私も、今、委員の言われた内容をご指摘させていただこうと思っていたところです。まず、21 ページですが、保育・幼児教育という言葉が、子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育に限定していることはおかしいと思います。今、委員がグローバルにお話してくださいましたが、私もそうしています。幼稚園にも保育があり養護があり、保育所にももちろん教育があります。そのところを、含んで「保育」という用語を使うのが、一番理解が得られるし、その保育の中身を、今言われたように、制度的に言うところですよという注釈をつけていくということが大事だと思います。そうしたときに、この記載では、そもそも子ども・子育て支援事業計画に基づく部分しか保育と幼児教育はないのか、としか読めません。そこは、ぜひ文言を付け加えていただきたいと思ひますし、ご意見を聞いていただけるようなら、その部分の提供もしたいと思ひます。今の保育という言葉と幼児教育という言葉の部分については、非常にここの取組みの例示にしても、保育・幼児教育の充実の部分にしても、分かりにくいと思ひます。子ども・子育て支援事業計画に基づく保育・幼児教育と、基づかない保育・幼児教育があるという読み方もできるわけで、それはおかしいと思ひます。そこは、先ほど委員がおっしゃっていただいたことに共感しつつ、文言の訂正ならびに加筆等を求めさせていただきます。

委員 : 保護者の立場から発言します。前も話題になりましたが、保育と幼児教育という言葉の、今、委員がおっしゃったような定義については、やはり保護者も実は混乱を来たしてしています。保育園に 0 歳児から子どもを預けているなかで、うちの子は幼児教育を受けていないんだと思うわけです。ところが、いろいろきちんと調べると、実際にやっていることは同じで、子どもにとってとても大切なことを保育園でもきちんと与えられているわけで、誤解というか、親の勉強不足もあるかもしれません。ですから、言葉の定義を保護者にきちんと示していただきたいと思ひます。そうでないと、慌てて保育園に通わせながら塾に行かせる親が増えてしまうので、ぜひそこは、国の指針と定義が同じであるほうがいいのかは分かりませんが、保護者に対して分かりやすく示していただいて、どちらも充実しているものだということが見えるとありがたいと思ひます。

委員 : 今のご意見に賛成です。先ほど他の委員もおっしゃられましたけど、新制度上、1号、2号、3号という区分があるわけですが、1号、2号、3号の認定を受けない子どももたくさんいるわけです。そう考えると、この取組み例示の記載は、そうした人たちを排除しているように見えるということを、申し上げさせていただきたいと思います。

委員 : 私も、先ほど委員がおっしゃったような、うちの子は幼児教育を受けていないんですというような、保育園に通わせている保護者からの悩み・相談をよく受けます。幼稚園や保育園をいろいろ見に行くと、施設種別による違いよりも、園によつての違いのほうが大きいなと感じています。もともと、学校教育法で1947年に制定されたところでも、「幼稚園は幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする」となっています。その草案のなかで、保育というのは保護・教育の略で、外からの保護と内からの発達を助けることを一体として考えることを言い表している概念だということを知りました。そういうことを考えたときに、子ども・子育て支援法の中で出てくる用語の設定というのは、おそらくここに出ている定義となっていると思います。しかし、せっかくの世田谷の子ども計画なのですから、国の定義はこうだけれども、この計画ではこう定義するといった世田谷概念のようなものを作ってしまったほうがいいのかもしれないなと思いました。

前回の部会でもお話ししたのですが、やはり幼稚園の話を知っていると、新制度に入らないところというのも相当数あると思われます。そういった人たちの人数とか、そういったところで行われる幼児教育とか保育ということを含めて総合的に考えないと、たぶん世田谷の今後10年、20年の子どもの施策というのは成り立っていかないのではないかと思います。保育園も同じで、例えば認証保育所で新制度に入ってこないところも結構出てくるのではないかと思います。子どもに関わるあらゆるところが入ってくることを、まず世田谷の定義として、その後で国の流れに沿った定義をしていくほうがいいのではないかと思います。

委員 : 補足ですが、保育所保育指針で国が定めている教育の狙いと、幼稚園教育要領で国が定めている教育の狙いは、まったく同じです。5領域の3つずつの狙いは、一字一句同じですから、保育園も幼稚園も教育の狙いや内容は同じであると、国が定めています。それを解釈しながら、具体的な実践のなかで、こういう地域性を生かそう、こういう人材を生かそう、こういう園の特色を生かそう、とそれぞれ現れてくることは多様です。しかし、就学前の子どもたちの教育の狙いは、幼稚園も保育園も全く同じですから、どちらかに教育があるとかないとか、そういう話はもともとあり得ないことです。それから、私も皆様のご意見に基本的には大賛成ですけど、37ページの「第5章 子ども・子育て支援事業計画」の表を見ると、保育の必要性あり、保育の必要性なし、という言葉を変えられるのかということも含めて、思いだけではなくて慎重に考えた

ほうがいいのかと思います。

委員 : 保育園の代表としましては、保育園も幼稚園も同じ教育をやっているんだという今のお言葉は、本当に力強いお言葉だと思います。保育園は全く教育をやっていないような誤解が、非常に横行していると思います。私たちも、本当に教育をやっていると思います。ですが、この同じだということ私たちも主張するのですが、実は違います。何が違うかというと、幼稚園がやっている教育というのは、法制上教育基本法によっているものです。保育園がやっている教育というのは、あくまでも児童福祉法にのっとっているものなので、世間はそこを言うし、行政の制度も最終的にそこによっていきます。

だから、保育園のやっているものの中身が同じであろうとなかろうと、それを教育と認めないという言葉に変わっていくわけです。中身が実際にどうなのかというよりも、世間がどう認知するかということが非常に恐ろしいです。保育園の子どもは教育を受けていない、幼稚園の子どもは教育を受けているというところで、一種の差別化が起こってきます。やがて、これが幼保一元化、幼保連携型施設に移っていくということが主流を占めていったときに、もう1回クローズアップされてくるのではないのかと思います。別にクローズアップされてもいいですが、私が心配するのは、そこで保育所出身の子、幼保連携型認定こども園出身の子というところでの一種の差別化みたいなものが起きないかを不安に思っています。すべての施設が、幼保連携認定こども園に移れるわけではないのです。例えば、園庭の問題であるとか、いろいろな条件が関わってきます。そのあたりのところで、私は最終的にいくつかのものを想定していますが、そこを考慮していただきたいです。

この間、保育園連盟のほうで、「子ども・子育て支援新制度におけるこれからの保育園のあり方ディスカッション」をやりまして、そこでいろいろな意見が出ました。保育園の園長さんのなかには、小学校の教諭だった方もいらっしゃいます。その方たちが言ったことは、7年間自分たちは1~3年生を受け持っていたけど、保育園出身だ、幼稚園出身だということは全く参考にしなかった、実際に何も差はないということです。そして、その先生たちは、保育園で教育をしてほしいという声は小学校では全く聞かれないということをおっしゃっていました。このことから言っても、内容的には全く問題はないのではないのでしょうか。むしろ、保育園というのは生活の場ですので、布団敷きからごはんの当番から何からみんなやっていますし、小さい子の面倒も見ていますので、ものすごく生活力があるということが、小学校の中では密やかに囁かれているというようなことも聞いています。そのことは、ここでもう1回言っておきたいことです。

あと、先ほど委員から、「保育」という用語に統一したほうがいいのかという意見がございました。私は、保育園の園長でありながら、

こういうことを言うのはなんですが、逆に、教育はとても大事だと思っており、「教育」に統一したほうがいいのではないかと考えています。おなかのなかから教育だ、それも、日本の教育というかエデュケーション、エデュケアという本来の意味の子どもの持っている命の力を引き出すのが教育だという考えに基づいて、私は教育というものが大事なのではないかと考えています。ただ、やっぱり用語としては「保育」がいいかなと思います。

副部会長： 国の審議会のような議論がここでなされて、とてもいいなと思っています。今回の子ども・子育て支援新制度の議論の最初の頃にいろいろ関わっていたときに、やはり日本は2つ大きな課題があります。これは世田谷にも言えて、1つは今皆さんがおっしゃったような、もともと保育所保育というものと幼稚園教育という、この2つが分離しているところに大きな問題があって、そしてこの2つを一本化していくという潮流は、世界中が目指しているところです。

つまり、どんな子どもであっても、どんな家庭に生まれようとも、生まれたところからその子にふさわしい、それを保育と呼ぶのか教育と呼ぶのかは翻訳の問題ですから、両方が一体化された保育の中身が提供されることが、大人たちが実現しなければいけない大きな課題の1つであると思います。もう1つは、どんなときにも必要な保育を受けることができるということです。これは、世田谷の場合で言えば待機児がいて、必要なときに保育が受けられないということは、やはり決定的な問題です。ある意味では先進諸国のなかで言えば、少なくともこの2つの問題を、国家責任としてきちんと保障することが、21世紀の日本の社会のなかでは重要だと考え、非常に高らかにこの方針を打ち出したはずなのに、最終的に混乱した状況であるということです。

そのなかで、具体的にどういう概念を使うかということと、具体的に国に方針としてどう報告をしていくのかということを整理すれば済むことかだと思います。今、幼稚園の先生が「保育という言葉でいいです」とおっしゃられたということは、本当に歴史認識が正しくて、そういう意味では保育という概念はこういう概念である、というように書けばいいことです。そこに、具体的にはサービスの種類による区別、そのところをどのように整理するかということを書けばいいので、ものすごく簡単になっていきます。子ども・子育て支援事業計画は、国に報告する計画ですから、具体的にそこではこういう概念でこの言葉を使いますと言えば、それで済むと思います。そのところは、ここに事業者の代表の先生方がいらして、こういう言葉の使い方ではないかのご意見をもらって、具体的に書き込んでいけばいいと思います。

部会長： では、そのように整理していただきたいと思います。次に、41ページの利用者支援です。当面3中学校区に1ヶ所を目安として需要量見込みを設定して10ヶ所の確保を目指しますとしていますが、どうでしょうか。

副部会長：この問題は、研究会でも議論しました。地域子育て支援という中には、いわゆる一般的な子育てをしている人たちの子育てのなかでの問題とか、あるいは情報提供だとか、あるいは子育ての仲間づくりだとかといった事業があります。それから、子ども家庭支援センターという、いわゆる児童相談所の地域版というイメージが分かりやすいでしょうか、虐待だとか保護的な支援が必要な子どもたちの問題を扱うところがあります。世田谷の場合、これだけ子どもの数も地域も広く、そして子育て家庭の数も多いので、いわゆる保護的なケアが必要な部分の利用者支援の問題と、在宅で子どもを育てていて仲間づくりのような支援の部分と、少し分けて利用者支援というのを考えたらどうかという説明を受けました。このあたりの整理がつけばいいのではないかというような議論をしました。その説明をしてもらったかどうかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：副部会長がおっしゃったように、今は5ヶ所の子ども家庭支援センターで、保護的支援も行いつつ、一般的な相談も受けている状況でございます。この利用者支援については、子ども家庭支援センターで実施していくほか、地域包括ケアシステムの推進として、地域のアんしんすこやかセンターでやるべきではないかという議論もあります。また、お子様と一緒に来やすい児童館で、もっと身近な困りごと等の相談に応じたほうがいい、民間のNPOやひろばでやったほうがいい、といった意見があったところです。役割で切り分けをしたほうがいいのではないかというご意見もありますので、そこを踏まえて今まさに具体的な展開方法について検討をしている状況です。そのなかで、まずは10ヶ所という数字を掲げているのですが、その10ヶ所についても、全部同じ機能でいいのか、それとも、5地域で2ヶ所として、それぞれ機能を分けたほうがいいのかということについても、ご意見をいただきたいと思っております。

委員：利用者支援については、私もすごく感心をもってこの間考えてきたところです。今の副部会長からのお話を受けると、3つの機能があると思っております。1つは国が一番考えていることで、いわゆる教育・保育施設や小規模保育など多様化した保育について、あなたはこの保育を利用できますよとか、3歳になったらこちらの幼稚園や保育施設がありますよといったように、保育の道案内をしてあげるという役割を、国が一番メインに考えているのだらうと思っております。それに加えて、いわゆる1号、2号、3号にあたらぬ在宅子育て家庭に、もっと地域の子育て支援事業を利用してもらおうというのが2つ目の機能だと思っております。3つ目の機能が、保護的なケアが必要な部分で、この3つの機能と整理するといいいのではないのかと思っております。

保護的なケアが必要な部分については、ベビーシッターのマッチングサイトの事件を念頭に置いていただき、ひとり親家庭のお母さんがなぜもっと福祉的なサービスにたどりつけなかったのかという点を考えて、どういった方法が適切だったのかということを考える必要があると思っております。

1 つ目の教育・保育、いわゆる保育サービス等の道案内については、今回の新制度では、情報提供、情報開示が様々な施設に義務づけられました。職員の雇用形態、一人あたりの面積や職員配置、クラスの人数など非常に様々な情報を開示しなければいけないことになったわけです。その情報は、おそらく区が整理されると思うので、これを利用者支援の担い手の方々が大いに活用していただきたいと思います。というのは、今、第三者評価や、場合によっては指導監査を開示している自治体もあると思いますが、そういうものは、保護者は全然知りませんし、そういうものを見られるということも知らないまま埋もれてしまっています。ですから、保護者が保育を選ぶときに、今回公開が義務づけられた様々な情報を、この利用者支援の担い手の方々がうまく活用して、保護者が必要な情報にたどり着けるようにしていただきたいなと思います。

委員 : 保育園と幼稚園の教育に変わりがないということ、行政も認知していただきたいと思います。保育指針には、すべてのお子様に就学前教育を受ける権利があるということが謳われていますのでよろしくお願いします。保育の道案内という意味では、幼稚園に通わせられる働き方の保護者が長時間預けられる保育園を申し込むことがないようにしていただければ、保育園児があふれる一因も少し緩和されるのではないかと思います。保護者が分かりにくいところを丁寧に説明してあげていただきたいです。私の周りでも、十分幼稚園に通わせられる働き方にも関わらず、保育園を申し込まれている方がいらっしゃいます。保育園があふれないためにも、そういう道案内をしていただくということが大事だと思います。よろしくお願いします。

委員 : ここに関しては、次世代育成の前期計画や後期計画でも、ずっと地域が言ってきたことで、前段の振り返りのところにも入っていると思います。地域のネットワークであるとか、地域そのものが支え合えるような地域づくりをするというところに、コーディネーター力が必要だという議論がずっと出ていたと思います。過去にも、子育て支援総合コーディネーターという制度が平成 16 年にあったのですが、それが消えてしまったところで、宙に浮いていた状況で、今回、27 年度からの新制度にあたっては利用者支援という事業になりました。検討の途中では、子育て支援拠点事業の強化型というかたちで 1 年間実施するなど、いろいろと仕組みが変わっていきましたが、もともと拠点事業で考えられていた機能です。それが、新制度になったときに特出しをされて一つの事業になったという背景があり、私たちもとても注目をしているところです。ただ、アンケート調査からニーズ量をはじき出すことがすごく難しい事業だなと感じていました。

そして、3 中学校区に 1 ヶ所というのは、国のお金の都合で設定されている箇所数です。これは、人口がすごく少ないところでも多いところでも、同じように 3 中学校区に 1 ヶ所となっていますので、世田谷はこれ

では足りないのではないかと感じています。区の人口から考えると、中学校区に1ヶ所あってもいいのではないかと思います。今すぐにはできないと思いますが、31年まで10ヶ所というのは、すごく衝撃の数です。その間になんとかならないかというのと、世田谷ルールでできないものかということを感じます。

それから、委員から3つの機能がありますと発言があって、私もそのように思っています。今の子ども家庭支援センターは、3つ機能のうち2つを包括していると思います。利用者支援事業は、特定型と一般型に分かれています。特定型というのは、保育等の案内的な支援の部分であり、そこも含めて子ども家庭支援センターが今やっているところだと思いません。要対協に関わるようなケースも含めて、少し心配なご家庭や支援が必要なご家庭というところをやったださっていると思います。

もう1つの機能は、これは文章にも法律にも書いてあるのですが、地域で支え合えるような身近な場所でやるように、と書かれています。このときの身近な場所というのはどこか、というところを世田谷で考えていく必要があると思います。子どもに関しては、高齢者の介護保険と違いますが、提供するものが細やかな点数になっているというものではないです。どちらかというとインフォーマルな、地域のなかで支え合ったり、セルフヘルプ的なグループを立ち上げて見ていったりとか、様々なやり方があります。そこを、誰が把握して提供していけるかということが大事かと思えますし、そこに、有機的なネットワークとともに機能があるといいかと思えます。

先ほどの理念、視点のところで話し合った、循環していく、といった部分にも大きく関係があると私は思っています。1つ1つの個別の支援を見ていくと、「あれ、この地域ってこういう家庭があるんじゃない」と見つけていったときに、新たなサービス、新たな支援であったり、その人たちが地域でグループにしたり、そこが足りないのであれば新たな提案をしていくという、地域をつくる支援というのがセットになっていると思います。より予防的でハードルの低い、当事者も参加していけるような、そしてゆくゆくはその人たちが逆に担い手になれるような地域をつくっていくという意味でも、この利用者支援が大きく関わると思っています。相談窓口という看板が出ていても、利用されるものではないと思います。日々、いつもかかわっているところで相談できるということを重点に置いて、検討していただけたらいいかと思えます。

部会長 : この利用者支援事業については、どのような機能を持つべきかということと、実際にはそのあり方ということが、当面の間3中学校区に1つということですが、本当は身近な場所にこういう相談のところこそ欲しいのだというお話もありました。地域包括ケアとの関係がどうなるのかわからないですが、その身近なところとうまく連携をしながら機能を発揮できるような取組みをしていくということも必要だと思えます。

副部会長：今、部会長がおっしゃったように、地域包括ケアとの関係も研究会で議論をしています。地域包括ケアも、いわゆる家族的支援のかたちで、子育て家庭も取り込んでいくということです。地域包括の議論で子ども・高齢・障害という3つの分野を横断的にカバーしていくようなかたちでの地域包括ケアを進めていきます。

世田谷の場合には、子ども家庭支援センターがあり、また、27地区に出張所・まちづくりセンターがあり、地域包括支援の中で、家族ケアといったかたちで施策を展開させます。そして、もう1つ、今までおでかけひろばなど、いろいろなかたちで子育て支援をやってきている、そういったところが力を合わせながら、地域のなかで子育てをしている家庭を支えていきます。子育てをしている家庭にはいろいろな段階があります。こういった人たちを、総合的に地域ごとに支えていくということを考えており、大改革をしているわけですから、そういう意味では、あまりここは急がないでいいのかと思います。私も、いろいろな地区で担当者を育てたり仕組みを作ったりしてきました。こういったなかで、一体どこにこの利用者支援を入れたら、世田谷らしさを持てることになるのか、例えば、幼稚園も参加したかたちで、生まれてからしばらく、それから幼稚園に入るまでの親を支援していくようなマイ保育園の仕組みも考えられます。石川県ではこれに幼稚園も参加しています。地域子育て支援というのは、今ある事業者たちが力を合わせて、地域の子どもたち、あるいは親たちを支援していく、あるいはこういった世田谷流の子育ての風土というものを作り上げていく、ということをもう1回議論していくべきだと思います。もう既に、地域包括ケアと子ども家庭支援センターはあるので、最後の部分というのは時間をかけて議論してはどうかと思います。

もともと、認定こども園の仕組みのときにこの議論もしたのですが、保育園と幼稚園機能と子育て支援とこの3つの機能を付与していくというかたちで、認定こども園をつくる議論をしていたわけです。これは3点セットであるということを中心に意識しながら、預かる機能、支える機能、そして交流していく機能、この機能をきちんと保障する仕組みにしてほしいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

部会長：時間がわずかになってきましたので、今までの議論でこの議事については締めさせていただきます。

(2) 子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例(素案)について

部会長：議事2の新制度に関する基準等を定める条例(素案)について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局：それでは、手短かに説明したいと思います。資料4をご覧ください。資料4の1枚目と、その次の「子ども・子育て支援新制度の関連区条例につ

いて」とあります、条例全体を俯瞰する資料の 2 枚を使ってご説明したいと思います。前回、素案骨子をご報告しておりますので、変更点を中心に説明します。

前回は、7 本の条例を予定しているということでご報告させていただきました。2 枚目の資料の と の保育料の条例と、区立幼稚園の保育料の条例が、今回素案というかたちでまとめるに至りませんでした。理由については、1 枚目裏面の「4 利用者負担にかかる条例について」というところに記載しております。主には所得設定でかつて設けられていました年少扶養控除の取り扱いや住宅ローンなどのいわゆる税額控除の取り扱いについて、国でもまだ検討中という段階です。今、国から示されているのは、利用者負担のイメージという表現なのですが、非常にあいまいなものでございます。国の最終的な考え方の整理を待つこととし、11 月の第 4 回区議会定例会での提案を目指したいということで、今日は 5 本の条例素案の資料を付けさせていただきます。

資料の 2 枚目をご覧ください。別紙として 1~5 までつけていますが、特に と につきましては、国の基準よりも高く区の基準を設定しております。国基準より上乘せ、あるいは追加をしている項目につきましては、項目出しをしております。詳細は、別紙でご確認いただきたいと思います。2 枚目の裏面をご覧ください。ここでも保育と幼児教育という言葉を使ってありますが、新制度がどういった仕組みに変わるのかというイメージを示しております。2 列目の施設及び事業で、実線で囲ってある施設や事業が新制度の対象になります。それから、点線で囲ってある施設や事業は、従来からの施設や事業というかたちでご覧いただければと思います。下のほうに、年齢区分、認定区分なども示しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

それから、この表の上段に、事業計画とありまして、こちらは子ども・子育て部会でご議論いただいているところですが、そのほかに保育の質を確保するための取組みとして、5 点ほど記載しております。

このなかで、「保育の質ガイドラインの共有」が、左端にございます。この保育の質は、保育所等での保育の質が中心となってくるかと思えます。一部は、預かり保育ですとか、そういったところにも関係してくると思いますが、保育の質がこういった大きな制度の変わり目のなかで低下することがあってはならないということで記載しております。また、新制度のもとでは、事業者が多様化、多元化することが想定されますので、世田谷区が求める保育のあり方、あるべき姿をガイドラインとして、事業者の皆様、それから保育スタッフの皆様が分かりやすいようなかたちで表現していこうと考えております。そのための議論をこれから始めていこうということで、今月はじめに行いました新制度のフォーラムで、原案としてこの資料を配らせていただきました。これから 8 月から 9 月にかけて、原案をまとめる作業を進め、できれば年明けの 2 月ぐら

いまでには、ガイドラインとしてまとめていきたいということで、今日は参考として案を配布させていただいています。後ほどご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

部会長 : ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

副部会長 : これでそのまま通していいのかということをお皆さん心配していると思います。要するに、区の条例で決めなければならないこと、具体的に運営していくときの基準、この考え方についてです。おそらく一番心配されているのは、今の基準を条例に反映しないと、今の基準よりも落ちてしまうのではないかとということだと思います。条例というものの扱いを少しお話いただくと、皆さんが納得されると思います。つまりこれは、先ほどから皆さんに嫌われている1号、2号、3号の認定や、施設が給付施設になるということをお認可・確認するための基準です。ですから、今後の世田谷区のルールとして、これしかないという話ではないです。実際に運営していくなかでは、また違う詳細なルールもあります。そこを少しご説明いただけませんか。

事務局 : お話にありましたように、今回の新制度の悪いほうの特徴の1つとしまして、現在ある保育所や幼稚園といった子どもたちが利用する施設や事業が全てカバーされていないという点がございまして、新制度では、児童福祉法のなかで保育所や保育事業を様々なかたちで新たに位置付けて制度の仕組みを作っています。それが、この表にある小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育などです。非常に複雑なのですが、必ずしもこれが現状、実態を踏まえたかたちでの仕組みではないということが、ある意味新制度の悪い点ではないかと思っています。

ただし、そういうなかであっても、新制度では特定教育・保育施設という言い方をしているのですが、保育園や新制度の対象となる認定こども園、新制度に移る幼稚園については、運営の基準を作り、確認をなさいと法律で定められています。国の子ども・子育て会議でも、非常に具体的なところまで議論されて、かなり詳細に国からいろいろな政省令が示されています。自治体としては、概ね国の基準を横引きするようなかたちでも問題のないような基準が示されています。今回は、それを運営の条例というかたちで、の条例を制定していくということです。

それから、は新たに児童福祉法で位置付けられた、4つの事業の認可基準であり、これは新制度の非常にいい点だと思います。これは、区が認可することができる事業になります。保育所は新制度下でも都知事、東京都の認可になるのですが、地域型の事業については区が認可することになります。その基準を定める条例を区で作りますとされており、

の条例を作ろうとしています。今副部会長がおっしゃられたように、保育の制度が大きく変わっていきます。今まで、保育所あるいは保育事業のなかで培ってきた保育の質を守らなければいけない、常に向上させていかなければいけないという取組みが、低下するようなことがあって

は困ります。

区としては、新制度に移行することでなるべく区民が負担した消費税を保育事業に活用していかなくてはいけないという責務があります。なんとかこの国の仕組みに合わせながら、そういうなかでも法の参酌基準を中心に、区として上乗せすべき基準は上乗せしながら、世田谷での新制度の仕組みづくりをしているというのが今の段階であると思っています。

部会長 : 今のような位置付けで準備をしていただいたということですが、これについてご意見、ご質問はありますか。

先ほどお話があったように、国が示した基準を区で条例にするということです。いくつか下線が引いてあるところが区独自のところですか。

事務局 : 別紙でいきますと、備考の欄に 印を付けさせていただいて、内容の欄にアンダーラインを引いてあるところが、国基準から上乗せなどをしている項目です。例えば、別紙 1 の居宅訪問型保育事業、いわゆるベビーシッター事業になりますが、8 ページになります。ここでは、2 番目としまして、「事業者の要件」を設けております。これは国基準にはないのですが、現実的な対応として、区としては保育施設等を 1 年以上運営している法人に限定しています。法律上は、この地域型の 4 つの事業は、個人でも可能になっています。区の条例では、この事業については緊急対応などのいろいろなバックアップが必要なことから、保育施設事業を運営している法人でないといけないというかたちで限定しております。このように 印を付けた項目は上乗せ等をしています。

委員 : 少しずれてしまうのかもしれないですが、9 月の議会にかける前に、パブリックコメントを実施するのでしょうか。それから、他の自治体では、保護者に対して説明会を行っているようなことも聞いています。うちの園でも質問があったりするので、区として保護者への周知について、スケジュールなどが決まっていれば教えていただきたいと思います。

事務局 : 9 月の議会に条例を提案していくということになりますと、案文としては 8 月中旬にはまとまっていなくてはいけないというスケジュールです。パブリックコメントは、先ほどご議論いただいた子ども計画について今後実施していくことになっています。条例案については、概ね国の基準を横引きしており、国もパブリックコメント等を実施しています。今回は、区で条例案に関するパブリックコメントは、時間的に難しいということもあり、実施しない予定です。

区民への周知につきましては、条例成立後に、支給認定の申請方法や入園申込み等がございますので、いろいろな周知方策を検討しているところです。例えば、スマートフォンから使えるアプリを、現在開発しています。現時点ではなんとも言えないのですが、10 月から使えるよう進めているところでございます。

部会長 : 他にありますでしょうか。よろしいですか。

皆様からたくさんご意見が出まして、今日は少し長引いてしまいました

が、これで子ども計画（第2期）素案と基準等を定めた条例（素案）についての議論を終わるといふことにしたいと思います。

委員 : 1 つよろしいですか。先ほどいろいろご意見が出た幼児教育や保育について、総合的に注釈する部分の修正や素案づくりは、こちらの部会で行っていただけるのか、事務局が引き継ぐのか、どちらか分からないので教えてください。

部会長 : 基本的には事務局で行います。

事務局 : 本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。本日いただいたご意見を踏まえまして、子ども計画の素案、もしくは案の段階で必要な修正を図るべく検討を進めてまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、追加でご意見等がございましたら、事務局までお寄せいただければ幸いです。

最後に事務連絡をさせていただきます。本会議の議事録の取り扱いにつきましては、これまで通り、ご発言部分をご確認いただきまして公表するといった手順で進めさせていただきます。

次回でございますが、今後、日程調整をさせていただく予定ですが、10月の下旬を考えております。また、本日ご審議いただいた条例の制定後になりますが、新たに条例で設置する「子ども・子育て会議」と、本部会の合同会議という位置付けで実施させていただくことを考えております。主な議題につきましては、子ども計画第2期の案についての議論を予定しております。また、新たに規定する子ども・子育て会議の役割となります給付施設・事業の「確認」にあたって、利用定員についてご意見をいただくことも予定しております。

最後に、席上に委員からのご案内を置かせていただいています。第3回区民版子ども・子育て会議を8月8日18時半から、成城ホールの4階集会室を会場として予定しているとのことです。委員から補足等はありませんか。

委員 : ぜひ皆さんご参加ください。よろしく申し上げます。

事務局 : 子ども計画（第2期）で目指すべき姿であります「子どもがいきいきわくわく育つまち」というフレーズも、この会議での議論から生まれたものです。区民の方、立場の違う大勢の方から意見をいただく場として活発な議論を行っていただきますと、よい計画ができるかと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第6回子ども・子育て部会を閉会させていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上